

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年11月10日（平成29年（行情）諮問第433号）

答申日：平成30年5月14日（平成30年度（行情）答申第49号）

事件名：大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号に該当する文書（特定会社分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の一部（計112頁）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年5月16日付け大局調査一第284号により大阪国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、別紙の1に掲げる開示等を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

いつもながら、抽象的な内容もおその内容など具体的な不開示情報該当性も示さないので審査請求をした。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件開示請求等について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定法人のもの」の開示を求めるものである。

処分庁は、平成29年5月16日付け大局調査一第284号により、本件対象文書の一部には、①個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含

む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当すること、②特定法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同条2号イに該当すること、③当該部分を開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きに該当すること及び④税務職員が職務上知り得た秘密のほか、調査内容等に関する情報が記載されており、これらを開示することにより、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、税務行政の運営に重大な支障を及ぼすと認められることから、同号イに該当することを不開示の理由として一部開示決定(原処分)を行った。

これに対し、審査請求人は、「原処分の内不開示理由1及び3にかかる部分を取消し、開示せよ。」及び「行政文書の名称等ごとに抽象的な内容を示して具体的な不開示情報該当性を説明せよ。」と主張していることから、以下、原処分において不開示とした部分(以下「本件不開示部分」という。)の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

原処分において不開示とした部分を見分したところ、別紙の3に掲げる部分には平成29年6月2日付け査調1-31で諮問庁が行った決定により開示すべきと判断している情報と同一の情報であり、開示することが妥当であることから、以下、その余の部分の不開示情報該当性について検討する。

ア 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち、処分庁が法5条1号に該当するとした部分には、特定個人の氏名及び役職名の記載並びに特定個人の印影が表示されており、これらの情報は特定の個人が識別できる情報に該当することから、同号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが

ある情報を不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち、処分庁が法5条2号イに該当するとした部分には、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査請求（以下「本件国税関係審査請求」という。）に係る一連の事務の過程で得られた特定法人の情報等から構成されている。

これらには、特定法人の個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にすることのない極めて秘匿性の高い内部管理情報である。

したがって、本件不開示部分のうち、処分庁が法5条2号イに該当するとした部分を開示することにより、特定法人の秘匿すべき情報が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号イの不開示情報に該当すると認められる。

ウ 法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち、処分庁が法5条6号柱書き又はイに該当するとした部分には、本件国税関係審査請求に係る一連の事務の過程で得られた特定法人の情報等が記載されており、その内容は、当該法人の個別具体的な事業活動や取引内容等、通常公表されることのない情報である。

本件不開示部分のうち、処分庁が法5条6号柱書き又はイに該当するとした部分を公にした場合、当該法人の正当な利益を害することとなり、じ後、納税者が書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれ及び調査協力が得られなくなるおそれがあり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

(3) 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分のうち、別紙に掲げる部分については開示することが相当であるが、その余の部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

2 補充理由説明書

- (1) 法5条6号イは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把

握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるものを不開示情報と規定している。

- (2) 原処分の行政文書開示決定通知書の別紙（「不開示とした部分とその理由」）において、「不開示理由」欄に「3」と記載した部分は、通常公表されることがない特定法人等の個別具体的な事業活動や取引内容等の情報であって、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られたものや国税当局の税務調査における着眼点に係るもの等と認められ、当該部分が公にされた場合、国税当局の思考過程の一部が明らかとなり、一部の納税者においては不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イの不開示情報にも該当すると認められる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 平成29年11月10日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同月30日 | 審議 |
| ④ 同年12月11日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ 平成30年4月12日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ 同月13日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ 同月27日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑧ 同年5月10日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用の上、本件においては、計112頁の文書（本件対象文書）について、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、別紙の1に掲げる開示等を求めているところ、諮問庁は、別紙の3に掲げる部分は開示すべきとし、その余の部分は、法5条2号イ並びに6号柱書き及びイに規定する不開示情報に該当するとして、当該部分（以下「本件不開示維持部分」という。）をなお不開示とすべきとして

いる。

そこで、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査請求（本件国税関係審査請求）に関する文書であり、国税不服審判所から国税当局への釈明事項に対する回答書の提出の求めに係る書類、特定法人が国税不服審判所に提出した求釈明事項に対する回答書（1）、国税当局の決裁文書、国税当局から国税不服審判所に対する回答書（2）及び添付資料並びに送付書等であると認められる。

(2) 本件対象文書に記載されている情報の公表状況等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求以前に、特定法人は、プレスリリースにおいて、大阪国税局から更正処分を受けた旨及び国税不服審判所に不服申立てを行って同審判所の裁決を受けた旨を公表している。

イ 特定法人の上記アの不服申立てに対する裁決書については、本件開示請求以前に、法に基づく開示請求がされ、その一部が開示されている。

ウ 上記イの裁決書に記載された情報の一部は、国税不服審判所の「裁決要旨検索システム」に登載され、同審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている。

(3) この点について、当審査会において、諮問庁から上記（2）の裁決書の写し（不開示部分がマスキングされたもの）の提示を受けて確認したところ、当該裁決書のうち、①特定法人の従業員の氏名等、②特定法人以外の法人の名称、③特定法人と取引先との間の具体的な取引内容及び契約書の内容等、④特定法人の経費処理及び確定申告状況等並びに⑤国税不服審判所長が裁決において採用した所得金額等の算定に係る各要素の内容や要件等に係る各情報の全部又は一部が開示とされていることが認められた。

(4) 1 頁目、10 頁目、19 頁目及び23 頁目の審査請求書收受年月日の記載並びに40 頁目の審査請求年月日の記載について

これらの部分に記載された情報は、特定法人の本件国税関係審査請求に関する個別具体的な情報であって、特定法人の管理態勢に関する事業上秘匿すべき情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（2）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、これを公にした場合、特定法人の権利、競争上の地位その

他正当な利益を害するおそれがあるから、法5条2号イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(5) 1頁目ないし37頁目のうち上記(4)に掲げる部分以外の不開示部分について

1頁目ないし37頁目は、本件国税関係審査請求に関する国税不服審判所から国税当局への回答の提出の求めに係る書類等であると認められる。

ア 1頁目、10頁目、19頁目及び23頁目の不開示部分について

当該部分に記載された情報は、これら文書の作成時期等に関する情報であるところ、これらは、本件国税関係審査請求に関する国税不服審判所の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税不服審判所の管理態勢の一部が明らかとなるなど、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ 2頁目ないし8頁目、11頁目ないし17頁目、20頁目及び21頁目の不開示部分について

当該部分には、国税不服審判所から国税当局に対して回答を求めた質疑事項等に係る情報が記載されていることが認められ、これを公にした場合、国税不服審判所が行っている調査事項や調査の展開方法など、国税不服審判所の調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、同種の国税不服審判所の調査への対応策が講じられたり、不正手口の巧妙化が図られるなどすることで、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 25頁目の文書作成日付の部分、文書受付印日付の部分及び最下部

の不開示部分並びに 37 頁目の不開示部分について

当該部分に記載された情報は、当該文書の作成時期等に関する情報であるところ、これらは、特定法人の本件国税関係審査請求に関する個別具体的な情報であって、特定法人の管理態勢に関する事業上秘匿すべき情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（2）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、これを公にした場合、特定法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるから、法5条2号イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ その余の部分について

当該部分には、国税不服審判所から特定法人に対して回答を求めた質疑事項等に係る情報及び当該質疑事項等に対する特定法人の回答に係る情報が記載されていることが認められ、これを公にした場合、国税不服審判所が行っている調査事項や調査の展開方法など、国税不服審判所の調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、今後、同種の国税不服審判所の調査への対応策が講じられたり、不正手口の巧妙化が図られるなどすることで、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、上記回答が記載された部分からだけでも、その質疑事項等が容易に推測できることから、上記回答が記載された部分についても、これを公にすることに上記のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当するため、同条2号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 38 頁目ないし 111 頁目のうち上記（4）に掲げる部分以外の不開示部分について

38 頁目ないし 111 頁目は、本件国税関係審査請求に関して国税当局が国税不服審判所に提出した回答書（2）及び添付資料、送付書並びにそれらの提出に係る国税当局内部の決裁文書であると認められる。

ア 38 頁目ないし 40 頁目の不開示部分及び 41 頁目の最上部の不開示部分について

当該部分に記載された情報は、これら文書の作成時期等に関する情報であるところ、これらは、本件国税関係審査請求に関する国税当

局の内部管理に関する情報や、これを推測させる情報であり、かつ、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（２）の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、これを公にした場合、国税当局の管理態勢の一部が明らかとなるなど、税務行政に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当するため、同条２号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

イ ４１頁目ないし５６頁目のうち上記アに掲げる部分以外の不開示部分について

当該部分には、国税不服審判所から国税当局に対して回答を求めた質疑事項等に係る情報並びに当該質疑事項等に対する国税当局の回答案及びその添付資料の名称に係る情報が記載されていることが認められ、これを公にした場合、国税不服審判所が行っている調査事項や調査の展開方法など、国税不服審判所の調査の手の内を明らかにすることになり、その結果、一部の納税者において、今後、同種の国税不服審判所の調査への対応策が講じられたり、不正手口の巧妙化が図られるなどすることで、国税不服審判所が行う調査や審理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

なお、上記回答案が記載された部分からだけでも、その質疑事項等が容易に推測できることから、上記回答案が記載された部分についても、これを公にすることに上記のおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法５条６号柱書きに該当するため、同条２号イについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ その余の部分について

当該部分は、国税当局が特定法人に対する課税処分等に係る調査の過程で収集した資料の具体的内容であると認められる。

これらの部分に記載された情報は、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られたものや国税当局の税務調査における着眼点及び範囲等の情報が記載されたものであって、税務調査におけるいわゆる手の内情報に該当するものと認められる。

そして、これらの情報は、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（２）の裁決書において開示されている情報等に

よったとしても、特定又は容易に推測することはできない情報であると認められる。

そうすると、当該部分が開示された場合、国税当局の着眼点や思考過程の一部が明らかとなり、一部の納税者において不正手口の巧妙化を図るなど、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、国税当局による正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号イに該当するため、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁が同条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分は、同条2号イ並びに6号柱書き及びイに該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙

1 審査請求人が開示等を求める部分

- ① 原処分の内不開示理由①及び③にかかる部分を取消し、開示せよ。
- ② 行政文書の名称等ごとに抽象的な内容を示して具体的な不開示事由該当性を説明せよ。

2 原処分の不開示理由

- ① 当該不開示部分には、法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イにより不開示とする。
また、これらの情報が開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きにより不開示とする。
- ② 当該不開示部分には、個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号により不開示とする。
また、これらの情報が開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号柱書きにより不開示とする。
- ③ 当該不開示部分には、法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イにより不開示とする。
また、税務職員が職務上知り得た秘密のほか、調査内容等に関する情報が記載されており、これらを開示することにより、納税者等と国税当局との信頼関係が損なわれ、正確な事実の把握を困難にするおそれがあり、税務行政の運営に重大な支障を来すと認められることから法5条6号イにより不開示とする。

3 諮問庁が開示することが妥当とする部分

番号	頁	開示すべき部分
1	9, 18, 22, 24	不開示部分全て
2	40	11行目ないし17行目の不開示部分